

第21期 第18回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

1. 招集及び開催月日

招集月日 平成24年10月31日
開催月日 平成24年11月9日

2. 開催及び時刻

開催場所 藤里町役場議場
開催時刻 午前 9時 58分
終了時刻 午前 11時 20分

3. 招集者及び議長

招集者 会長 小森鉄雄
議長 会長 小森鉄雄

4. 出席委員の番号及び氏名

| 番号 | 職名 | 氏名 | 出欠別 | 番号 | 職名 | 氏名 | 出欠別 |
|----|-------|-------|-----|-----|----|-------|-----|
| 1番 | 会長 | 小森鉄雄 | 出席 | 8番 | 委員 | 桂田善昭 | 出席 |
| 2番 | 職務代理者 | 淡路龍美 | 出席 | 9番 | 委員 | 細田治男 | 出席 |
| 3番 | 委員 | 山田一達孝 | 出席 | 10番 | 委員 | 齋藤猛 | 出席 |
| 4番 | 委員 | 安保広政 | 出席 | 11番 | 委員 | 佐々木靖夫 | 出席 |
| 5番 | 委員 | 佐々木忠久 | 出席 | 12番 | 委員 | 藤原信一 | 出席 |
| 6番 | 委員 | 田中文雄 | 出席 | 13番 | 委員 | 安部満 | 出席 |
| 7番 | 委員 | 市川一 | 欠席 | 14番 | 委員 | 細田茂廣 | 出席 |

5. 欠席委員の番号及び氏名

7番 市川一

6. 議事日程

日程第1 会期の決定について
日程第2 会議録署名者の指名について
日程第3 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第50号 農地法第3条の規定による専決処分の報告について
その他

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり
14番 細田茂廣 2番 淡路龍美

8. 事務局出席者

事務局長 村岡和夫

9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前9時58分開会

- 事務局 おはようございます。
定刻より若干早めですが、出席予定者お揃いでございます。
本日は、7番市川委員が都合により欠席でございますが、定足数に達しておりますので、ただいまから、第21期第18回藤里町農業委員会総会を開催します。
はじめに、会長からあいさつをお願いします。
- 議長 おはようございます。
先日の農業委員大会並びに視察研修はお疲れ様でした。
皆さん有意義な研修だったと思われます。
さて、本日は議案が2件そのほかにも協議事項等があるようですので、ご審議をよろしくをお願いします。
さっそく、報告に入ります。
報告1番「行事報告及び行事予定について」事務局は説明願います。
- 事務局 10月行事報告、11月行事予定について説明。
- 議長 ご意見ご質問はございませんか。
- 9番 11月下旬の農業会議中間監査というのは、当農業委員会は何か関係があるのか。
- 事務局 これは、直接当農業委員会には関係ございませんが、会長が県の監査員になっておることから、行事予定に挙げているものです。
- 議長 県の監査は年2回行われますが、常任会議員会議の前に行われますので、26日の午前中に実施すると思えます。
ほかになにかありませんか。
(なしの声)
ないようですので、報告2「県単河川災害復旧工事に係る農地の一時転用について」事務局は説明願います。
- 事務局 4ページをご覧ください。
河川災害の復旧工事に係る、仮設道路に使用するための一時転用の届け出です。
工期の関係で、振興局建設部が一括して地権者と契約したことで、県知事への許可申請を省略できるものです。
場所は、薄井沢と沢尻の2か所になります。
6ページからはそれぞれの現場写真を添付しておりますので、ご確認ください。
工期は平成25年の2月までとなります。
- 議長 ただいまの説明で、ご意見、ご質問はございませんか。
- 13番 工期が24年10月24日開始で、振興局からの提出月日が10月24日というこ

とになっているが、開始と同日の報告ではうまくないのではないか。

事務局 振興局が直接契約した一時転用は、許可申請を要しないことから直前の報告となったようですが、振興局の担当者には、できるだけ早めに出していただくようお願いはしております。

8 番 これは、23年の災害復旧なのか。

事務局 23年の災害は、まだ全部復旧していないので、繰越の工事がまだ出てくると思われます。

議長 ほかに何かありませんか。

(なしの声)

ないようですので、議事に移ります。

日程第1「会期の決定について」会期は11月9日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、14番細田茂廣委員、2番淡路委員にお願いします。

日程第3「議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局は説明してください。

事務局 11ページをご覧ください。

議案第49号 農地法第3条第1項の規定による賃貸借による権利設定許可申請について 次のとおり、農地法第3条第1項の規定による賃貸借による許可申請があったので農地法施行令第3条第1項の規定に基づき意見を求める。

平成24年11月9日提出 藤里町農業委員会会長小森鉄雄

土地の所在は、大沢字豊田の田2筆、町下の田1筆、山下の畑3筆、蕨台の畑1筆の計6筆3,671㎡です。

貸人は大沢字蕨台13番地1 さん、借人は同荒川44番地1 さんです。 さんの農業者年金受給における経営移譲年金受給のための経営移譲ということで、第三者移譲となります。

豊田と町下の田については、基盤整備地域内で、12月か1月には換地処理される所ですので、旧地番での表示をしております。

また、山下の畑2筆については、東北電力の線下に位置しております場所です。

第三者移譲ですので、 さんは1,000㎡の自留地を持つことができますが、自留地は940㎡となります。

賃貸借契約の期間は平成34年10月30日までの10年間で、田の3筆は有償ですが、畑の3筆については無償での貸付となります。

さんは60歳未満の認定農業者ですので、本件については問題ないかと思われます。

議長 ただいまの説明でご意見、ご質問はございませんか。

4 番 山下の畑の部分について、実際に耕作していたのか。もし耕作していないのであれば事前に、不耕作地として処理するとか、転用許可申請をしてもらって農地以外の地目とする必要があったのではないか。そうすると農地は減ることになってしまうが。

事務局 本来であれば、事前に調査をしてそうした処理が必要だったと思われます。今回の件については、調査不足ということで、台帳上農地の自作地として搭載されておりましたので賃貸借契約の土地の中に入っております。借手の石岡さんもそういうことで了解していただきました。

1 3 番 蕨台の箇所は地籍調査が終わっているので、正確な図面ができてはいるはずだが。

事務局 はい。時間をいただければ図面を準備します。

議長 事務局が図面を準備するまで、いったん休会とします。

(10時30分より10分間の休会。10時40分より再開)

議長 再開いたします。蕨台の図面が届きましたので、ご確認ください。よろしいでしょうか。

議長 それでは改めて、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本件については許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、議案第49号は許可相当とします。

続きまして、議案第50号 「農地法第3条の規定による専決処分報告について」事務局は説明してください。

事務局 25ページをご覧ください。

相続による農地法第3条の3第1項の規定による届け出に対する受理通知を専決処分により発行したものの報告です。2件ございます。

さんは、大沢の基盤整備による換地が行われる箇所の相続です。

このほかにも農地はあるようですが、今回は基盤整備箇所蚤の相続となります。

もう1件は、能代市の さんの相続です。

矢坂地内の田圃7筆と畑3筆計10筆12, 203㎡となります。

協議事項の際に出てまいります。あっせん希望によりこのうちの西矢坂の田圃2筆については、先日農地専門委員会で現地を確認しております。

議長 ただいまの説明でなにかご意見、ご質問はございませんか。

1 3 番 さんの方ですが、釜の沢岱の田圃3筆については、先の農地パトロールでも確認しましたが、耕作はされておられません。

議 長 ほかに何かありませんか。
(なしの声)
ないようですので、本件については許可相当としてよろしいですか。
(異議なしの声)
それでは議案第50号は許可相当とします。
これで、本日の議事は終了いたしました。
つづいて、協議に入ります。
事務局は、協議事項1の「農地売り払いあっせん希望に係る売買価格の決定について経緯の説明をお願いします。

事 務 局 10月12日付けで矢坂坂本57番地1 と能代市畠町8番25号
より西矢坂の田圃について、売渡あっせん希望の届け出がありました。
この両名は親子となります。
これをうけまして、10月25日午前中に農地専門委員会を開催し、売買価格を取決めたところです。

議 長 はい。それでは、農地専門委員長のほうから、あっせん希望のあった田圃の価格決定について、説明願います。

農地専門委員長 30ページの1番 所有の西矢坂49番1については、用水はU字溝が入っておりますが、排水は素掘りで、若干田が柔らかいようでした。
また、3年に1回くらいの割合で、釜の沢からの水路が増水し、冠水するようで、総合しますと89点A-3の評価となります。10a470,000円としました。
所有の西矢坂7・8番については、これも用水がU字溝、排水が素掘りで7番の方は若干不整形であったことから、7番は93点A=2、8番は95点A-3となり、どちらも10a500,000円となりました。
以上の結果を総会に上程いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの農地専門委員長の説明で、各田圃の評価と売買価格について、なにかご意見、ご質問はございませんか。

1 3 番 価格については問題はありませんが、地元の農業委員として、さんから事前に相談を受けており、買い受けてくれる人を探しておりましたが、なかなか私が持つという人が見つかりませんでした。
現在の耕作者 さんも購入はできないということでしたので、買い手の探し出しは、公募等ではよろしくをお願いします。

議 長 ほかに何かありませんか。
(なしの声)
ないようですので、売買価格はこれで決定とし、公募したいと思います。
事務局は手続き等をよろしくをお願いします。
本件については、これで終了いたします。
このほかにみなさまから何かございますか。

事務局 12月の総会ですが、5日～7日までが、年金加入推進セミナーと全国農業委員会
会に出席のため会長が不在です。
総会を12月10日午後3時からとし、総会終了後、町長を招待して農政懇談会を開
催と思います。正式には後日通知します。

議長 ほかにありませんか。
(なしの声)
無いようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。
午前11時20分閉会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成24年11月9日

藤里町農業委員会会長
議長

藤里町農業委員
署名委員
(14番)

藤里町農業委員
署名委員
(2番)